《速報》　5.11 閣僚懇談会

国家公務員平均7.8%減額と同程度か！
国立大学法人も大幅な賃金減額！

国立大学についても大幅な賃金減額！

2012 年 5 月 11 日の新聞数紙によると、政府は同日の閣僚懇談会で、**国立大学法人を含む独立行政法人等に対して新たな賃金減額を行うよう「要請する」**と確認しました。減額幅は、**国家公務員の平均 7.8%減額と同程度**と思われます。国家公務員の賃金については 2 月 29 日に、2012 年度から平均 7.8%減額する臨時特例法が成立し、この 4 月から実施されています。5.11 閣僚懇確認に基づく賃金減額措置により、政府から独立行政法人と国立大学法人に対してはいずれも 300 億円、特殊法人には 100 億円の交付金支出を減額して、それらの金額を復興財源に充てるとしています。

北大は憲法違反に荷担するのか！

4 月 24 日づけのビラで指摘したとおり臨時特例法は、憲法が保障する労働基本権を国家公務員から奪い取った代償措置としての人事院勧告を無視したもので、明らかに**憲法違反の法律**です。そのため、公務員の代表的組合である国公労連は国を相手取って、この 5 月末、東京地裁に**違憲裁判を提起**します。

5.11 閣僚懇確認を受けて、近く、北大にも文科省からその旨の「要請」が来ると思われますが、もしも北大が 7.8%程度の賃金減額を実施するならば、つまり今回、北大教職員組合と北大のあいだで交渉を重ねてきた賃金減額（人事院勧告に準ずる平均 0.2%の減額）を越える減額を強行するならば、**北大は憲法違反に荷担**することになります。

憲法違反への荷担行為は断じて許されない！

北大は 2009 年、北大職組に対して**不当労働行為**を働きました。これは労働組合法第 7 条に違反する行為であり、2011 年 3 月 31 日に北大は北海道労働委員会から厳しく断罪されました。その後、北大職組は佐伯学長に対し、**学長自身と担当の高杉理事を処分するよう何回も要求**しましたが、学長はいまなおうやむやにして、やがて来る自身の任期切れ（2013 年 3 月末）に逃げ込もうとしています。北大が **2009 年の法律違反に次いで、さらに憲法違反への荷担行為**まで行うのは断じて許されません。

賃金減額反対の交渉（5回）

現給保障に関する「確認書」を交わして終了！

計５回の交渉

4 月 24 日づけのビラでは交渉を 4 回行ったとお伝えしましたが、そのあともう一回、行って、今回の交渉は終了しました。計 5 回の交渉日は次のとおりです。

第 1 回	2012 年 3 月 28 日
第 2 回	4 月 10 日
第 3 回	4 月 16 日
第 4 回	4 月 20 日
第 5 回	5 月 10 日

第５回交渉、現給保障に関する措置で合意

第 5 回交渉は主に現給保障の終了をめぐって議論し、2014 年 3 月 31 日までに組合と北大との間で協議を行って、現給保障の取り扱いを決めるとする**確認書**を交わすことになりました。確認書（右記）は翌 5 月 11 日に取り交わしました。

ただ確認書には、北大側は 2014 年 3 月 31 日限りで現給保障を廃止する、組合はそのあとも継続するとして、互いの相異なる意図が込められています。

基本給切替に伴う経過措置に関する確認書

平成 24 年 6 月 1 日施行の国立大学法人北海道大学職員給与規程等の一部を改正する規程による、平成 18 年 4 月 1 日海大達第 45 号附則による基本給の切替に伴う経過措置に関する改正については、今後の社会一般の情勢などを考慮しつつ、その実施方法、代償措置について、平成 26 年 3 月 31 日までの間で、国立大学法人北海道大学と北海道大学教職員組合との間で協議を行う。

平成 24 年 5 月 11 日

国立大学法人北海道大学総長　　佐伯　浩
北海道大学教職員組合執行委員長　神沼　公三郎

また第 5 回交渉では、仮に 2014 年 4 月 1 日以降も現給保障が続くとした場合、2015 年度から 3 ヵ年間の現給保障につき、北大から組合に情報提供することになりました（2014 年度は北大から組合に情報提供済み）。

賃金減額交渉のまとめ

4月24日のビラと重複しますが、今回の賃金減額に反対する交渉結果を示しておきます。北大の示した変更点は次の6点です。このうち(6)以外が不利益変更です。

(1)平均0.2%の減額
(2)現給保障を受けている者については0.49%の減額
(3)現給保障を2014年3月31日限りで廃止
(4)基本給調整額（主に大学院手当）の減額
(5)上記(1)、(2)、(4)について、2011年4月に遡って不利益遡及
(6)若年層の昇級改善

組合は(6)については賛成し、それ以外は反対しました。反対した項目のうち(1)、(2)、(4)は物別れに終わり、その結果、北大は不利益変更を行います。(3)は、このビラの表面のとおりです。(5)は北大が毎度のとおり下手な田舎芝居よろしく、いったん提起したのち組合に恩を着せる形で撤回しました。

労働契約法の基本理念に基づくと、不利益変更を行う場合は代償措置を講じなければなりません。(6)は北大から見れば賃金支出の増額であり、(1)、(2)、(4)は賃金支出の減額ですが、今回、高杉理事は、増額、減額を差し引きするとそれほどの剰余額にならないので代償措置は講じないと、労働契約法を踏みにじる見解を示して代償措置の実施を拒否しました。いつまでも文科省の官僚が北大の理事に就いていると、このように労働法体系を理解せず、労働条件法定主義の発想が続いてゆくままになります。

北大は5月14日に過半数代表に対する説明会を行って、6月1日づけで就業規則を改定する手続きを進めました。

今回の交渉にみる高杉理事のご都合主義

今回の交渉で高杉理事は、数点にわたり注目すべき発言を行いましたが、しかしその内容はご都合主義そのものです。

(1) ご都合主義—その１

2009年度、2010年度の賃金減額に際して高杉理事は、人事院勧告に準拠した不利益変更という事実を強調せず、閣議決定があったから北大で不利益変更を行うのだと、閣議決定を非常に強調しました。

ところが今回は、臨時特例法成立ののち総務省行政管理局長の通知、それを受けた文科省大臣官房長の通知に基づいて不利益変更を実施した（4月24日づけビラ参照）ので、閣議決定によるとはいえず、人事院勧告に基づく不利益変更であると述べました。

確かに臨時特例法の項目のなかには、2011年9月の人事院勧告の項目が入っています。しかしこの発言は、2009年度、2010年度の高杉理事の強調点とは全く違います。組合がその点を指摘すると、高杉理事はなぜか気色ばんで、人事院勧告重視の姿勢にしがみつく発言を繰り返しました。ご都合主義もよいところです。

(2) ご都合主義—その２

高杉理事は2009年度と2010年度、人事院勧告において使用されている方法だけがラスパイレス比較であり、毎年度公表されている「国立大学法人北海道大学の役職員の報酬・給与等について」（「北大役職員の報酬・給与等」）のなかの北大事務・技術職員と国家公務員の比較などはラスパイレス比較ではない、だから「北大役職員の報酬・給与等」における比較は参考にならないという趣旨を述べて、その誤った解釈にこだわり続けました。

人事院勧告におけるラスパイレス比較には年齢、学歴、職階、地域性の4要因が網羅され、「北大役職員の報酬・給与等」は同一職種を前提に、年齢だけを要因にしています。しかし組合はその当時の交渉でも、また北海道労働委員会における組合委員長の証言（2010年）でも、「北大役職員の報酬・給与等」は人事院勧告に比べて不十分ではあるがラスパイレス比較であり、北大事務・技術職員と国家公務員の賃金比較を行うには最も確実なデータであると強調しました。

ところが今回の交渉で高杉理事は、何と2009年度、2010年度に組合が述べた主張内容を横取りして、ラスパイレス比較には十分な要因によるものもあれば、不十分な要因によるものもあるが、いずれにしてもラスパイレス比較であると述べたのです。

それでは2009年度、2010年度の同理事の主張と全く違うではないかと組合が指摘すると、やはり気色ばんで、自分は同じことを言い続けているという趣旨を答弁しました。これまた白を黒と言いくるめる、あっと驚くようなご都合主義です。

ただし以上の諸点はご都合主義に基づく高杉理事の発言であっても、正論を述べた部分もあり、今後、組合にとって各種の交渉に大いに役立ちます。

2012年５月16日

北海道大学教職員組合

〒060-0811　札幌市北区北11条西6丁目 北海道大学内
TEL ＆ FAX　011-746-0967
Mail：kumiai@ma4.seikyou.ne.jp
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/